

■オンラインアプライご利用規定

※改定箇所を赤字で記載

改定前	改定後
<p>第1条 サービスの概要</p> <p>2. 口座開設サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。</p> <p>(3) 申込者は郵送された申込書の内容を確認し、必要事項の記入と取引時に使用する印を押印後、本人確認書類を同封し、当行あてに返送します。</p> <p>(6) 送付した通帳、カードを申込者が受取ったことを当行が確認できた場合、当該口座は利用可能となります。</p>	<p>第1条 サービスの概要</p> <p>2. 口座開設サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。</p> <p>(3) 申込者は郵送された申込書の内容を確認し、必要事項の記入等所定の手続きを行い、本人確認書類を同封し、当行あてに返送します。</p> <p>(6) 口座開設時に送付するキャッシュカードやその他の送付物のお受取りを当行が確認するまでは、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。また、送付物を1つでもお受取りいただけなかった場合等は、開設した口座、サービスを含め、全てのお申込みを取消したものとさせていただきます。</p>
<p>第2条 口座開設サービスの申込者</p> <p>口座開設サービスは、日本国内にお住まいの満15歳以上の個人のお客さまが利用できるものとします。 ただし、本利用規定に定めるとおり、年齢等により開設できる預金口座等が異なります。 また、申込者以外の第三者名義（家族名義を含む）での申込はできません。</p>	<p>第2条 口座開設サービスの申込者</p> <p>1. 口座開設サービスは、日本国内にお住まいの満15歳以上の個人のお客さまが利用できるものとします。 2. 申込者以外の第三者名義（家族名義を含む）での申込はできません。 3. 永住者および特別永住者を除く外国籍の方はご利用いただけません。</p>

第14条サービスの概要

3. 申込の条件について

(4) 氏名変更

B. 氏名変更にもなう変更手続きは以下のとおりとします。

d. 再発行後の通帳・証書・カードは当行所定の方法で送付します。

(注) 共通印鑑取引とは、全預金取引(当座預金、外貨預金を除く)について共通の印鑑をお届印とすることを言います。共通印鑑取引へ変更した後に、新しい預金口座を開設する場合も、共通印鑑がお届印となり、新たにお届印をお届けいただく必要はありません。なお、別の印鑑をお届印としてご利用いただくことはできません。**投資信託、公共債、貸金庫**は共通印鑑取引の対象外です。個別にお届印をお届けいただきます。お届印の変更を希望しない場合も、従来のお届印をあらためてお届けいただきます。

第14条 サービスの概要

3. 申込の条件について

(4) 氏名変更

B. 氏名変更にもなう変更手続きは以下のとおりとします。

d. 再発行後の通帳・証書・カードは当行所定の方法で送付します。

(注) 共通印鑑取引とは、全預金取引(当座預金、外貨預金を除く)について共通の印鑑をお届印とすることを言います。共通印鑑取引へ変更した後に、新しい預金口座を開設する場合も、共通印鑑がお届印となり、新たにお届印をお届けいただく必要はありません。なお、別の印鑑をお届印としてご利用いただくことはできません。**貸金庫**は共通印鑑取引の対象外です。個別にお届印をお届けいただきます。お届印の変更を希望しない場合も、従来のお届印をあらためてお届けいただきます。